

1. 2. 1. 処理施設の概要

1. 2. 1. 1. 許可情報

(1) 施設の種類	政令第7条第3号(汚泥の焼却施設)
(2) 廃棄物の種類	汚泥(特別管理産業廃棄物であるものを除く)
(3) 設置場所	山口県宇部市大字小串1978番地9 宇部ケミカル工場 西地区
(4) 処理能力	60t/日(24)時間
(5) 許可年月日	平成29年10月 5日(直近の変更)
(6) 許可番号	第16号の18
(7) 設置年月日	昭和49年 6月30日
(8) 処理方式、 構造及び設備の概要	ロータリーキルン、ガス浄化装置
(9) 排ガスの処理方式 構造及び設備の概要	減温器、スクラバー

1. 2. 1. 2. 維持管理計画書

廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

- (1) 囲い等
 - ア) 部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当宇部ケミカル工場施設周辺に囲い・フェンス等を設置する。
 - イ) 宇部ケミカル工場(西地区)への入場につき、正門および各門に警備員を常駐させる。夜間は発電所門以外の門は閉鎖する。
- (2) 表示等
 - ア) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示は法を遵守し、変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。
 - イ) 立札等が破損した場合は、直ちに補修する。
- (3) 処理能力に見合った処理
 - ア) 廃棄物の量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、汚泥抜き出し量を調整する。
 - イ) 施設での廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないよう流量計を設置し流量制御を実施する。
- (4) 飛散の防止
配管の点検を直一回実施(三回/日)し、飛散を防止する。
- (5) 害虫等の発生防止
連続処理であり害虫等は発生しない。
- (6) 騒音の防止
必要に応じ防音カバーを設置する。
- (7) 振動の防止
振動を発生させる装置は無い。
- (8) 粉じんの防止
90%以上の含水率のため、粉じんは発生しない。
- (9) 排ガスの検査
下記の通り排ガス項目の測定を実施する。

項目	測定内容	測定部位	測定頻度
排ガス (排水焼却施設)	硫黄酸化物	煙突	2ヶ月毎に1回
	窒素酸化物	煙突	2ヶ月毎に1回
	ばいじん濃度	煙突	2ヶ月毎に1回
	塩化水素	煙突	2ヶ月毎に1回
	ダイオキシン類	煙突	12ヶ月毎に1回
- ア) 汚泥焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境の保全上、支障が生じないようにする。
- イ) 大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的実施する。
- (10) 火災の防止
ガス検知機を設置し、ガス漏れの検知を常に行う。
消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。
- (11) 定期的な点検、機能検査
施設の正常な機能を維持するために、年1回の定期的な施設停止(2日程度)を行い定期点検及び修理を実施する。
- (12) 日常の設備の維持管理
施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

- (13) 記録及び保管
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、アノン工場計器室、または宇部ケミカル工場事務所内に3年間保存する。
- (14) 異常事態の対応
焼却施設から飛散・漏洩・悪臭など異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (15) 事故の防止
常に事故を防止するための計器室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、破損や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。
- (16) 使用道路
該当なし
- (17) 搬入時における廃棄物の確認
社内処理にため該当なし
- (18) 周辺地域への配慮
処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所の緑地を整備し、又、環境の整備を図り、周辺地域の生活環境保全に努める。
- (19) 廃棄物の保管を行う場合の措置
連続で処理するため保管しない。
- (20) 事故時の対応
事故発生時には、宇部ケミカル工場の事故及び緊急事態発生時の緊急連絡網にて人員の呼び出しを行い、緊急事態対応手順に基づいて対応する。

1. 2. 1. 3 測定箇所

